

平成30年度
第3回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

平成30年8月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

平成３０年度第３回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	平成３０年８月１７日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	平成３０年８月２４日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成３０年８月２４日 １４時３０分			議 長	高 橋 守 男
	閉 会	平成３０年８月２４日 １４時５５分			議 長	高 橋 守 男
応招（不応招） 委員及び出席並 びに欠席委員 出 席 ２５名 欠 席 ２名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	１	高 橋 末 治	○	１６	松 村 勝 彦	○
	２	向 久 保 勉	○	１７	小山田 恵 悦	○
	３	立 柳 優	○	１８	工 藤 弘 道	○
	４	熊 澤 威 人	○	１９		
	５	高 橋 正 志	○	２０		
	６	高 橋 由 則	○	２１	田 村 紀 彦	○
	７	高 橋 志 郎	○	２２	中 村 一 彦	○
	８	藤 村 勇 三	○	２３	三 浦 美恵子	○
	９	高 橋 光 廣	○	２４	工 藤 忠 榮	○
	１０	清水畑 京 子	○	２５		
	１１	田 村 真 行	○	２６	種 市 幸 雄	○
	１２	日 戸 重 雄	○	２７		
	１３	菊 池 悦 郎	○	２８	石羽根 正 志	○
	１４	伊 藤 勇 一	○	２９	羽 沢 寿 隆	○
	１５	工 藤 伸 一	▲	３０	山 本 範 夫	▲
				３１	高 橋 守 男	○

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 9 番	高 橋 光 廣	議席番号 2 6 番	種 市 幸 雄
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 5 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	畑 山 直 己		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農業振興係主任	佐々木 桂		
	農地調整係主任	高 橋 武 士		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（14時30分）

事務局（畑山事務局長）

御起立をお願いいたします。相互に礼をお願いいたします。ご着席願います。

欠席委員の報告をいたします。

- ・議席番号 15 番工藤伸一委員、一身上の都合の為。
- ・議席番号 30 番山本範夫委員、一身上の都合の為。

総会資料 2 ページをお願い致します。3 番の欠席委員数の届出欠席 2 名となります。出席委員数 25 名でございます。次に、本日の会議の進行についてご説明いたします。A4 判の一枚の説明資料を配布してございます。平成 30 年度第 3 回八幡平市農業委員会総会、日時、場所とあって、本日の会議の進行についてという一枚物をご準備願います。では、説明致します。会議の進行についてでございます。本日の議案件数は 3 議案となっております。一件毎に採決を行っていただきます。議案の採決についてでございます。議案の採決は会議規則第 28 条により起立採決といたします。議長が、賛成の方は起立願いますと起立を求めますので、賛成の方は起立願います。反対の方は、着席のままとなります。議長の起立全員、起立多数、起立少数のいずれかの宣言があった後に着席となります。事務局員が起立者数を数えますので、宣言が有るまでは起立のままでお願いいたします。なお、議案第 1 号については質疑・討論を省略させていただきます。理由については、議案第 1 号の内容説明の際に私の方から説明させていただきます。以上会議の進行にご協力をお願いいたします。それでは、議長進行お願い致します。

議長（高橋守男会長）

ただ今から平成 30 年度八幡平市農業委員会第 3 回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、27 名中 25 名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

2 議事録署名人の指名

議長（高橋守男会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りいたします。

会議規則第 34 条第 2 項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には 9 番高橋光廣委員と 26 番種市幸雄委員を指名します。

3 会期の決定

議長（高橋守男会長）

次に、平成 30 年度八幡平市農業委員会第 3 回総会の会期についてお諮りいたします。

第 3 回総会の会期は平成 30 年 8 月 24 日、1 日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

異議なしと認めます。よって、平成 30 年度第 3 回総会の会期は、平成 30 年 8 月 24 日の 1 日間とすることに決定しました。

4 報告

議長（高橋守男会長）

次に、事務局から平成 30 年度第 6 回の運営委員会報告をお願いします。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは資料の 3 ページをお開き下さい。平成 30 年度第 6 回運営委員会報告を致します。
平成 30 年度第 6 回運営委員会でございますが、平成 30 年 8 月 20 日（月）午前 11 時から市役所 3 階大会議室におきまして行われました。内容でございますが、平成 30 年度第 3 回総会議案について協議を行ったところでございます。内容でございます。1 項目目、議案第 1 号八幡平市農業委員会憲章の決定についての内容の協議を行いました。参考資料の 1 ページをお開き下さい。こちらは当日行われました会議の中の質疑意見を要点のみでございますがまとめた物でございます。この中で事務局の方で議案第 1 号を説明を行いましたところ、工藤委員から質問が出されました。という事で、憲章は新しい農業委員で決めた方が良いのでは、という質問が出されたところでございます。その回答と致しまして、当事務局の畑山事務局長が回答致しまして、新しい委員で決めればという意見でございますが県内の農業委員会におきましても全国、県の農業委員会に習ったこの案で設定をされている、流れになっているという事の現状という事を報告致しました。それを受けまして当八幡平市農業委員会においても現在の農業委員の方で新しく決めてそれを次の農業委員に引き継ぐべきものではないかという事で、その考えに基づいて提案した、という事の説明を致しました。それを受けまして協議を行ったところ、総会で提案をすると決定されたところでございます。次でございます。2 項目目、議案第 2 号八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について、同じく議案第 3 号八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について、の協議を行いました。内容でございますが、定員に満たなかった松野・寄木地区 2 名についての議案提出についての協議を行ったものでございます。その協議の結果、原案どおり提出するという事で決定されたところでございます。以上、平成 30 年度第 6 回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規定第 8 条に基づき報告します。平成 30 年 8 月 24 日、運営委員長（会長）高橋守男。なお、詳細の内容につきましては、後程議案の内容説明を行いますので、この場では、割愛させていただきたいと思っておりますので、ご了承お願い致します。以上となります。

議長（高橋守男会長）

ただ今の平成 30 年度第 6 回の運営委員会会議報告につきまして、何かお聞きしたいことがございましたら、ご発言をお願いします。ご質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋守男会長）

無いようですので、次に進みます。

議長（高橋守男会長）

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするように願います。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（高橋守男会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本会の、採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 28 号第 1 項を適用し、起立によるものとします。

議案第 1 号八幡平市農業委員会憲章の制定について、を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第 1 号八幡平市農業委員会憲章の制定について。農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の一部改正に伴い、改めて八幡平市農業委員会憲章の制定について、別紙のとおり決定の可否を求めます。平成 30 年 8 月 24 日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。

提案理由。全国農業委員会会長大会において採択された農業委員会憲章に改めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお開き下さい。ただ今から、新しい農業委員会憲章を読み上げ致しますのでお願い致します。「八幡平市農業委員会憲章。私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。一、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。一、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。一、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。」以上となります。

事務局（畑山事務局長）

それでは、ただ今新しい憲章が朗読させていただきましたが、私の方から運営委員会についてご意見があった事でこの憲章につきまして、もう既に皆さんご承知かと思いますが、改めて少し説明をさせていただきます。本日の総会の参考資料をご準備願います。先ほどの運営委員会報告と少し重複致しますが、1ページの4番の協議事項の最後に、左側の欄に工藤委員と山本職務代理から、憲章は新しい農業委員で決めた方がいいのではないか、というご意見をいただいております。そして、3ページをお願い致します。それについて、私の方からこの3ページが平成28年8月に県農業会議からの通知でございます。新しい農業委員会憲章という事で、本文を掻い摘んで説明致します。さて、の所からでございますが、平成28年5月26日に全国農業委員会会長大会において採択されたと。この憲章はという事で、農業委員会制度の改正に伴って制定されたものでございます。そして、この憲章に則り農地利用の最適化に向けた取り組みを強化して行くように、との事で通知があったものでございます。憲章は次の4ページとなっております。この通知を受けて全国の会長大会で決定された内容について、今回新制度9月に迎えるわけでございますが、新しい憲章として八幡平市農業委員会憲章として決定していただきたいとご提案しているところでございます。この参考資料の4ページの憲章は全国農業会議所が農業委員会憲章として定めたもので、これは全国の農業委員会統一の憲章でございます。議案として提出している八幡平市農業委員会憲章は、この憲章と同一の内容となっております。この様な経緯から既に議論するものではなく、質疑・討論を省略をして、現在の憲章を改めて八幡平市農業委員会憲章に決定をお願いしようとするものでございます。また、9月の新委員より定めてはとのご意見がございましたが、9月から新農業委員・新推進委員発足時には、新しい憲章が定めてある事が適切と考えたものでございまして、本日のご提案となったところでございます。どうぞ、起立全員、全会一致をもちましてご決定を賜りたく、宜しくをお願いしたいと思います。では、会長進行をお願いします。

議長（高橋守男会長）

以上で、説明が終わりました。

これより、議案第1号の質疑・討論を省略し採決を致します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立多数です。着席願います。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第1号「八幡平市農業委員会憲章の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

それでは、次の議案の審議を行います。事務局より、八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査の選定経過の説明を求めます。

事務局（畑山事務局長）

私の方から議案第2号、第3号関係の経過について、初めにご説明させていただきます。本日

の参考資料をご準備願います。5ページからでございます。八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者の選定の経過について、ご説明致します。1番、募集についてでございます。8月10日に選定決定の総会をした後に松野・寄木区域について2名の委員が不足しておりましたので募集したところ、その結果推薦による人数が2名となりました。2番でございます。候補者の審査委員会を8月20日に開催を致しております。(4)の審査方法につきましては、6ページ、7ページ、8ページ迄でございますが、これは8月10日の際に説明した内容と同様でございますので、恐れ入ります省略させていただきます。(5)審査の結果でございます。推薦があったお二方について、候補者と決定し本日議案として提出しているものでございます。9ページが候補者を決定した審査委員会からの意見書でございます。10ページが、候補者とした2名の方の意見として提出された内容でございます。以上、経過の説明と致します。

議長（高橋守男会長）

八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査の選定経過の説明が終わりました。

議案第2号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第2号八幡平市農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市松尾寄木第37地割39番地3、2 氏名・高橋和夫、3 生年月日・昭和27年7月5日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月24日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に高橋和夫を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。議事参考資料の11ページをお開き下さい。番号1となります。こちらの高橋さんにつきましては、北寄木農家組合からの団体推薦となっておるものでございます。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第2号について質疑・討論を行います。

質疑・討論ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立多数です。着席願います。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第2号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」を議題と致します。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案第3号農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条1項の規定により、決定の可否を求めます。1 住所・八幡平市松尾寄木第8地割40番地4、2 氏名・高橋正市、3 生年月日・昭和28年1月17日、4 任期・平成30年9月1日から平成33年8月31日まで。平成30年8月24日提出。八幡平市農業委員会会長高橋守男。提案理由。農地利用最適化推進委員に高橋正市を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。先ほどご説明致しましたが、同じく議事参考資料の11ページをお開き下さい。番号2となります。こちら高橋さんにつきましては、大和田順一さんからの個人推薦となっております。以上となります。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第3号について質疑・討論を行います。

質疑・討論ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立全員です。着席願います。

議長（高橋守男会長）

よって、議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

議長（高橋守男会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。

6 閉会（１４時５５分）

議長（高橋守男会長）

以上をもちまして、平成 30 年度第 3 回八幡平市農業委員会総会を閉会と致します。ご協力、ご審議ありがとうございました。

事務局（畑山事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。「礼」。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第34条第1項第2号の規定によりここに署名する。

平成30年9月25日

会 長 _____

9 番 委 員 _____

26 番 委 員 _____

平成30年度

第3回八幡平市農業委員会総会

日 時 平成30年8月24日（金）午後2時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

（1）平成30年度第6回運営委員会報告

5 議 事

議案第1号 八幡平市農業委員会憲章の制定について

議案第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第3号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

6 閉 会